

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

第295回 間もなく施行される改正『商標法』

2026年6月26日、中国全国人民代表大会常務委員会は『中華人民共和國商標法』の改正を可決した。同法は2027年1月1日より施行される。日系企業にとって、中国事業と密接に繋がる商標権は非常に重要な知的財産権であり、改正商標法のルールと運用がその経営活動に大きな影響を与えるため、十分に留意する必要がある。今回は日系企業が注視すべき改正商標法の重要な変更点を解説する。

◇日系企業の商標権侵害事例

世界的にも有名な日系企業A社の製品とその商標は、中国国内でも高い知名度を有している。中国国内資企業B社は、A社の登録商標2点（以下、「第1号商標」「第2号商標」という）の各構成要素の一部を組み合わせて第3号商標をデザインし、中国商標局（以下、「CTO」という）に登録した。その後、B社は国内での製品販売において第3号商標を広範囲に使用し、「B社製品はA社と関係がある」という消費者の誤認を招いた。

A社は、第1号商標・第2号商標と類似する第3号商標が消費者の誤認を招いていることを理由に、B社に対し第3号商標の使用停止を要求したが、B社がこれを拒否したため、第3号商標の無効宣告をCTOに申立てた。CTOの審査の結果、第1号・第2号商標は馳名商標に該当し、第3号商標がこれらに類似すること、またそのデザインと登録には悪意があり、消費者の誤認を招いたことを認定し、第3号商標の無効を決定した。B社はこれを不服とし裁判所に提訴したが、第一審・第二審判決はいずれもCTOの決定を維持した。

◇改正商標法の重要な変更点

1、登録可能要素を拡大：従来の文字、図形、アルファベット、数字、立体標章、色彩組合せ、音に加え、動的・動画商標、アプリ・ソフトウェアのデモ動画、携帯電話の起動アニメーションなどを含む「動き商標」も商標要素として登録出願できるとした。

2、商標使用の意味および範囲を明確化：改正商標法は、商標の使用とは商業活動において商品やサービスの出所を識別・区別するために使用する行為を指すことを改めて明確にし、インターネットなどの情報ネットワークを通じた使用行為も商標の使用に該当することを定めた。アプリ内使用、ソーシャルメディアを介した使用、AI生成コンテンツへの標識追加などの行為がこれに該当する。また、VRの登場と普及に伴い、仮想世界における使用行為も商標の使用を構成すると認められる可能性がある。

3、欺瞞によるものや誤解を招く商標使用行為を厳格に規制：例えば「120W」という表記を商標登録して65Wしかない充電器に表示し、出力が120Wあるかのような誤解を消費者に与えるなど、登録商標を悪用し消費者を欺く行為が近年後を絶たない。CTOはこのような不正使用を意図した商標登録出願に対する審査を強化するだけでなく、期限を定めて是正を命じ、罰金を科すことができ、期限内に是正されない場合はCTOが当該登録商標を取消せることも規定した。

4、3年間連続で商標が不使用であった場合の規制を強化：旧商標法では、関係主体側からCTOに対し商標の3年不使用取消を申請するという方法のみであったが、改正商標法では、CTOが職権に基づき自主的に3年間連続不使用の商標を取消せると規定した。この点は今後実施細則によってさらに明確化することが見込まれる。

5、悪意ある商標登録行為に対する規制：これには主に以下の措置が含まれる。

(1) 使用を目的とせず、かつ通常の生産・経営需要を明らかに超えた商標登録出願を認めないことを明確に規定した。

(2) 商標登録出願人が悪意を持って商標登録を申請し、悪影響が生じた場合、CTOが警告を与え、罰金を併科することができる。

6、商標代理機関とその従事者に対する監督管理を強化：近年、商標代理機関が悪意のある抜け駆け出願や、商標買い占め・転売などの営利行為に関与・協力するケースが多発し、さらにはこれらに関連するグレー産業チェーンも形成されている。改正商標法では以下の点が強化されている。

(1) CTOは商標代理機関とその従事者の届出制度を確立・強化する。

(2) 商標代理従事者が独自に委託を受けて商標代理業務を行うこと、および同時に2つ以上の商標代理機関で商標代理業務に従事すること、またその他商標代理市場の秩序を著しく乱す違法行為を行った場合、厳しい行政処分を科す。

◇日系企業へのアドバイス

改正商標法は、商標の登録、使用、保護に関する規則をより一層整備するものとなっており、法令を遵守して事業を営む日系企業にとっては間違いなく朗報である。改正商標法の内容を十分理解し、自社の商標権の保護強化に活用することは、市場における競争優位性を保つことに繋がるだろう。

中潤、光学デバイス事業に10億元＝浙江省

中国ニュースサイトの証券時報網が13日までに報じたところによると、上海証券取引所のハイテク新興企業向け市場「科创板」に上場する光学レンズの嘉興中潤光學科技（浙江省嘉興市）は地元の工業団地「嘉興高新技術産業開発区」に大規模な工場を新設し、光学デバイス事業を増強する。投資総額は約10億元（約240億円）。機関投資家などに新株を発行し、調達する方針だ。

中潤光学は防犯カメラなど向けの光学レンズが主力。昨年レーザー加工機など向けの光学デバイスを生産する湖南戴斯光電（湖南省長沙市）の株式51%を取得し、傘下に収めた。

今回は光学デバイス工場に約9億元を投じるほか、新開発センターも建設する。工期は2年の予定。今回の投資を通じ、光学デバイス事業を光学レンズに並ぶ中核事業に育てる考えだ。（上海時事）

台湾系サーバー部品工場、昆山で着工＝江蘇省

中国メディアの上游新聞によると、台湾の包装機械メーカー、群昌工業はこのほど、江蘇省昆山市で最新工場の着工式を行った。投資額は3000万米ドル（約50億円）。千灯鎮に床面積2万2000平方メートルの工場棟などを建設する。サーバー用板金製品や構造部品のほか、食品分野向け包装設備や主要部品も手掛ける。受け皿となる「昆山群懋昌智能裝備科技」を設立済み。

群昌工業は1983年の設立。既に江蘇省蘇州市に生産拠点を確保し、包装機械などを生産している。今回の投資を通じ、包装機械で培った製造技術を活用し、需要が拡大するサーバー部品事業を増強し、海外販売に力を入れる。（上海時事）